主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、憲法三一条違反をうが、その実質は単なる法令違反の主張であって、刑訴法四三三条の抗告理由にあたらない。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官団藤重光の反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見によるものである。

裁判官団藤重光の反対意見は、次のとおりである。

わたくしは、原決定は取消を免れないものと考える。その理由は、当裁判所昭和 五四年(し)第二九号同年三月二九日第一小法廷決定・刑集三三巻二号一六五頁の わたくしの反対意見中において述べたところと同一であるから、これを援用する。

## 昭和五五年七月一七日

## 最高裁判所第一小法廷

光	重	藤	4	裁判長裁判官
里	萬	崎	藤	裁判官
亨		Щ	本	裁判官
朗	治	村	中	裁判官
孝	正	口	谷	裁判官